

差別のない人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）案 素案

○ 条例制定の手法

☆ 「人権が尊重される三重をつくる条例」の全部改正

【条例の書出しのイメージ】

議提議案第〇号

差別のない人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）案

右 提 出 す る 。

令和 年 月 日

提出者 差別解消を目指す条例検討調査特別委員長 北 川 裕 之
差別のない人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）

人権が尊重される三重をつくる条例（平成九年三重県条例第五十一号）の全部を改正する。

（目次、前文、各本条に続く）

【趣旨等】

- ・既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」との継続性を重視し、それをベースとしつつ、本委員会でのこれまでの議論を踏まえ、規定の追加等を大幅に行うこととなるため、条例制定の手法としては、「人権が尊重される三重をつくる条例」の全部改正を採用することとする。
- ・なお、法制執務上、制定する条例の題名は「人権が尊重される三重をつくる条例の全部を改正する条例」ではなく、改正後の新しい条例の題名（「差別のない人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）」）となる。

○ 条例の題名

差別のない人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）

【趣旨等】

- ・既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「既存条例」という。）をベースとしつつ、差別解消の要素を加えた題名とする。

※仮に「差別のない人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）」としているが、条例の題名については、条例案検討の最終段階で改めて検討することとする。

○ 各条文

前文

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、いかなる事由による差別をも受けることなく、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。こうした世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法の理念は、人類普遍の原理である。

このような理念の下、近年、我が国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律が制定されるなど、差別の解消及び人権尊重に関する法整備が進められつつある。

三重県においては、南北にわたる多彩な県土の中で、古くから様々な交流を通じ、多様性に満ちた文化が育まれており、県民の間において人権を大切にすることを醸成されてきた。こうした中、三重県議会では平成2年に全国に先駆けて人権県宣言を決議し、県においても人権が尊重される社会の実現に関する施策に積極的に取り組んできた。

しかしながら、現在もなお、人種等の属性（人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることその他の属性をいう。以下同じ。）を理由とする不当な区別、排除又は制限であつて、あらゆる分野において、人権を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するもの（不当な差別的取扱い及び差別的言動を含む。以下「不当な差別」という。）をはじめとする人権に関する問題（以下「人権問題」という。）が存在している。また、最近では、インターネットによる権利利益の侵害や新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延に起因する不当な差別などの新たな人権問題も生じている。

これらの不当な差別その他の人権問題は、社会構造の中で生じており、不当な差別その他の他の者の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。以下「人権侵害行為」という。）を受けた者にその解決に係る責任がないことは当然として、人権侵害行為を行った者が当該責任を負うことはもちろん、社会として解決していくべきものである。また、人権侵害行為を受けた者が当該人権侵害行為に係る困難を乗り越えることができるよう社会として支えていく必要がある。さらに、多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現のためにも、不当な差別その他の人権問題の解消の推進が不可欠である。こうした認識の下、私たちは、不当な差別その他の人権問題の解消に向けて一人一人が取り組んでいかななければならない。

ここに、私たちは、世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法の理念の下、人権県宣言の趣旨にのっとり、いかなる不当な差別その他の人権侵害行為も許されないことを改めて認識し、誰もが不当な差別その他の人権侵害行為を受けることのない、人権が尊重される社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

【趣旨等】

- ・ 条例の制定背景や趣旨を明らかにするため、前文を設ける。既存条例の前文を土台としつつ、これまでに出了された委員意見や他県等の条例の前文の内容等を踏まえ、大幅に内容を加える。
- ・ 第1段落は、世界人権宣言、人権に関する諸条約、日本国憲法に掲げられている差別解消や人権尊重に関する理念について述べている。
- ・ 第2段落は、第1段落で述べた理念の下、近年の我が国において、いわゆる人権3法など差別解消や人権尊重に関する法整備が進展している状況について述べている。
- ・ 第3段落は、三重県における人権尊重に関する歴史的背景と「人権県宣言」などの先駆的な取組について述べている。
- ・ 第4段落は、第1段落から第3段落までの状況にもかかわらず、現在もなお不当な差別をはじめとする人権問題が存在しているとともに、インターネットによる人権侵害などの新たな人権問題も生じているという本条例の立法事実となる状況について述べている。
- ・ 第5段落は、不当な差別などの人権問題の解消に向けての基本的な考え方について述べており、1) 不当な差別などの人権問題は社会構造の中で生じており、社会として解決していくべきものであること、2) 人権侵害行為を受けた者がその困難を乗り越えることができるよう社会として支えていく必要があること、3) 多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現のためにも、不当な差別などの人権問題の解消の推進は不可欠であることという認識を示した上で、私たちは、不当な差別などの人権問題の解消に向けて一人一人が取り組んでいかなければならないと宣言している。
- ・ 第6段落は、これまでの内容を踏まえ、いかなる不当な差別その他の人権侵害行為も許されないとの認識を示した上で、条例制定に向けた決意を述べている。
- ・ 第4段落においては、「不当な差別」について、これまでの特別委員会における議論や条約・法律・他県等の条例を踏まえ、「人種等の属性（人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることその他の属性をいう。）を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、人権を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するもの」と文中で定義することとしている。なお、法律や他県等の条例で一般的に用いられている「不当な差別的取扱い」及び「不当な差別的言動」が「不当な差別」に含まれることを確認的に明記することとしている。また、法律や他県等の条例では「不当な差別」としている例が多いことや、従来の憲法学の通説や判例では「差別」を価値中立的に用いており「合理的差別」という概念も措定されていることから、単に「差別」とするのではなく「不当な差別」とすることとしている。
- ・ 第5段落においては、「不当な差別その他の他の者の権利利益を侵害する行為」を「人権侵害行為」として文中で定義している。なお、インターネット上の行為が含まれることを確認的に明記することとしている。

- ・なお、本条例において「人権問題」は、既存条例を踏襲し、直接的に人権を侵害する行為としての「人権侵害行為」より包括的な概念として用いており、人権に関する社会的な問題（貧困、社会の指導的地位に占める女性が少ないという課題など）や国際的な人権に関する問題（難民問題など）なども含んでいる。

※前文に加えるべき、あるいは前文から削るべき事項はあるか。

※「不当な差別」、「人権侵害行為」及び「人権問題」は、前文において定義を示すということによいか。

※「不当な差別」の定義は、このようなものでよいか。

(参考)

<前文>

○ 人権が尊重される三重をつくる条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

こうした世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下に、私たち三重県民は、人権県宣言の趣旨にのっとり、不当な差別をなくし、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するため、この条例を制定する。

○ 愛媛県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利としてすべての国民に保障している日本国憲法の理念とするところでもある。

しかしながら、我が国においては、社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別その他の人権侵害が存在しており、また、我が国社会の国際化、情報化及び高齢化の進展等に伴い、人権に関する様々な課題も生じている。

すべての人が幸せな生活を営むためには、県民一人ひとりが互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない平等と参加の地域社会づくりを実現していかなければならない。

私たちは、人権が尊重される社会づくりのため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

○ 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

○ 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例

三重県は、豊かな自然に包まれた南北にわたる多彩な県土を有し、東西の交通の結節点としてさまざまな交流を通じ、多様な価値観を受け入れ、多様性に満ちた文化を育み、先人からの英知を受け継ぎつつ新たな価値を創造し、発展してきた歴史ある地である。

このような歴史を踏まえ、三重県では先駆的に、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向及び性自認などにかかわらず、誰もが個人として尊重され、個性や能力を十分に発揮し、参画・活躍できる多様性を認め合う地域社会の実現を目指して取り組んでいる。

誰一人取り残されることのない社会の構築は、人類共通の課題であり、性的指向及び性自認を理由とした差別や偏見は決して許されず、学習、就労、地域活動等の社会生活上の制限なく、将来の子どもたちにとっても、多様な個性が生まれ、能力発揮の機会が平等に保障されなければならない。

また、私たちは一人ひとり尊い存在であり、性別、性的指向及び性自認をはじめ価値観、生き方などもさまざまである。誰もが自らの生き方を選択し、自分らしく生きられるよう、お互いを理解して交流し、一人ひとりが社会の一員として分断ではなく支え合う温かい三重県を未来にわたり築くことは、私たちの願いである。

ここに、性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、この条例を制定する。

<差別の定義>

○ 世界人権宣言

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別も受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 (略)

○ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

第一条

1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

2～4 (略)

○ 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ又は虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

○ 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- (2) (略)

1 総則

第1 目的

この条例は、不当な差別の解消をはじめとする人権尊重に関し、県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めること等により、不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって誰もが不当な差別その他の人権侵害行為を受けることのない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。

【趣旨等】

- ・前文との整合を図り、「不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって誰もが不当な差別その他の人権侵害行為を受けることのない、人権が尊重される社会の実現を図ること」を条例の目的とする。

(参考)

○ 人権が尊重される三重をつくる条例

(目的)

第一条 この条例は、人権尊重に関し、県及び県内で暮らし、又は事業を営むすべての者（以下「県民等」という。）の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題への取り組みを推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

第2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政機関等 地方公共団体（県、県の区域内の市町及び県の区域内の特別地方公共団体をいい、地方公営企業法第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。(2)において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- (2) 地方独立行政法人 地方公共団体が設立した地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- (3) 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第7号に規定する事業者をいう。

【趣旨等】

- ・「不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制」の対象となる行為主体を行政機関等及び事業者に限定するのであれば、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」（以下「障がい者差別解消条例」という。）と同様の「行政機関等」、「地方独立行政法人」及び「事業者」の定義が必要となると考えられる。

※その他、本条例において定義規定を置くべき基礎的かつ重要な用語はあるか。

※「不当な差別」、「人権侵害行為」及び「人権問題」は、前文において定義を示すということによいか。（再掲）

（参考）

○ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 （略）

四 行政機関等 地方公共団体（県、県の区域内の市町及び県の区域内の特別地方公共団体をいい、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。次号において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

五 地方独立行政法人 地方公共団体が設立した地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

六 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第二条第七号に規定する事業者をいう。

第3 基本理念（人権施策の推進に当たっての基本理念）

不当な差別その他の人権問題を解消するための取組その他の人権尊重に関する施策（以下「人権施策」という。）は、社会のあらゆる分野において人権が尊重されるようにするとともに、対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要であるとの基本的認識の下に、推進されなければならない。

【趣旨等】

- ・ 本条例に基づく人権施策の推進に当たっての基本理念として、①社会のあらゆる分野において人権が尊重されるようにすること、②対話を通じて不当な差別などの人権問題の解消を図ることが重要であるとの基本的認識を示すこととする。
- ※「意図的な不当な差別その他の人権侵害だけでなく、意図的でない不当な差別その他の人権侵害の解消にも努めること」も基本理念として示すべきとの委員意見もあったところであるが、その点については、「不当な差別」を「(…) 目的又は効果を有するもの」と定義している（前文参照）ことによってその考え方を示しているとともに、意図的でない不当な差別等の解消に当たっては人権教育及び人権啓発が重要であると考えられることから「第19 人権教育及び人権啓発」においてその趣旨を盛り込むこととしていることを踏まえ、基本理念としては規定しないということによいか。
- ※「表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重すること」については、基本理念ではなく、「第28 適用上の注意」として規定するということによいか。

（参考）

○ 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例 （基本理念）

第三条 性の多様性に関する施策は、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重されるとともに、社会のあらゆる分野の活動に参画でき、一人ひとりが個性及び能力を発揮することができ、並びに多様な生き方を選択できることを旨として、推進されなければならない。

第4 基本理念（不当な差別その他の人権侵害行為の禁止）

- ① 何人も、不当な差別その他の人権侵害行為をしてはならない。
- ② 何人も、共通の人種等の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として人権侵害行為をすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を文書の頒布、掲示その他これらに類する方法で公然と摘示する行為をしてはならない。

【趣旨等】

- ・基本理念として、不当な差別その他の人権侵害行為の禁止について規定する。
- ・禁止される「不当な差別その他の人権侵害行為」には、不当な差別的取扱いや不当な差別的言動といった不当な差別のほか、プライバシーの侵害、いじめ、虐待、セクシュアルハラスメントなどの人権侵害行為が含まれる。また、対象者の同意のない人種等の属性についての身元調査や、本人の同意のない属性の暴露も、プライバシーの侵害や人格権の侵害として禁止の対象となる。
- ・なお、①については、既に前文で定義がなされているため簡潔な表現となっているが、その実質的な内容を書き起こすと、「何人も、人種等の属性（人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることその他の属性をいう。）を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、人権を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものその他の他の者の権利利益を侵害する行為をしてはならない」となる。

※②のような形で、「人権委員会設置法案」などを参考にして、直接的には人権侵害行為自体には該当しないとも考えられる「不特定多数の者が共通の人種等の属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為」（「部落地名総鑑」の発行など）の禁止についても規定するか。ただし、部落差別に関連する情報の摘示行為以外にどのような行為が該当するのか（例えば、人種や民族の特徴を述べた書籍の発行が該当するのかなど）について必ずしも明確ではないと考えられるため、慎重な検討が必要と考えられる。なお、現状として、部落差別に関連する情報の摘示行為については、法務省において削除要請等の措置が行われているところである。

(参考)

○ 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ又は虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

○ 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例

(基本理念)

第三条 (略)

第四条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならず、及び性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露（本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。

○ 三重県感染症対策条例

(差別の禁止)

第十条 何人も、感染症の患者及びその家族等に対して、感染症にかかっていること又はかかっていると疑われることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 何人も、医療従事者又は県民の生活及び経済の安定に寄与する業務に従事する者に対して、感染症の発生及びまん延に起因して生じるいわれのない理由によって、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 3 何人も、前二項に規定するもののほか、いかなる団体又は個人に対しても、感染症の発生及びまん延に起因して生じる国籍、性別、職業、居住地等のいわれのない理由によって、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 4 (略)

○ 人権委員会設置法案（第 181 回国会閣法第 7 号）

（人権擁護の基本原則）

第二条 何人も、特定の者に対し、不当な差別、虐待その他の人権を違法に侵害する行為（以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

- 2 何人も、人種、民族、信条、性別、社会的身分（出生により決定される社会的な地位をいう。）、門地、障害（身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害をいう。）、疾病又は性的指向についての共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として政治的、経済的又は社会的関係における不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を文書の頒布、掲示その他これらに類する方法で公然と摘示する行為をしてはならない。

第5 県の責務

- ① 県は、第3及び第4に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、不当な差別その他の人権問題を解消するための取組をはじめとする人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するものとする。
- ② 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携協力するものとする。

【趣旨等】

- ・ 県の責務として、既存条例の「県の責務」をベースとし、①では、1) 県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むこと、2) 人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進することを規定し、②では、人権施策を実施するに当たって国、関係機関等の関係者と連携協力することを規定する。
- ・ ②については、既存条例の該当部分は、「国、市町及び関係団体と連携協力」となっているが、障がい者差別解消条例を参考に、関係機関を含め連携協力対象を幅広く読めるような表現としている。ただし、市町については、「県と市町との協働」の項目で特出ししていることから、他の県条例の事例も踏まえ、②からは除くこととしている。

※「差別に係る紛争の解決を図るための体制」の対象となる行為主体を行政機関等及び事業者に限定するのであれば、障がい者差別解消条例と同様、連携協力対象として事業者を位置付けることも検討の余地があると考えられる。

(参考)

○ 人権が尊重される三重をつくる条例

(県の責務)

第二条 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町及び関係団体と連携協力するものとする。

○ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

(国等との連携協力)

第六条 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、国、市町、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

第6 県民の責務

- ① 県民は、基本理念にのっとり、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。
- ② 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する人権施策に協力するものとする。
- ③ 県民は、基本理念にのっとり、不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする。

【趣旨等】

- ・ 県民の責務として、既存条例の「県民等の責務」をベースとし、①では、1) 自ら人権意識の高揚に努めること、2) 相互に人権を尊重しなければならないことを規定し、②では、県が実施する人権施策に協力することを規定する。そして、新たに③として、不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めることを規定する。

※既存条例にある「人権を侵害してはならない」という部分については、第4で基本理念として不当な差別その他の人権侵害行為の禁止を規定することから、県民の責務としては規定しないということによいか。

(参考)

○ 人権が尊重される三重をつくる条例

(県民等の責務)

第三条 県民等は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権を侵害してはならない。

2 県民等は、県が実施する人権施策に協力するものとする。

第7 事業者の責務

- ① 事業者は、基本理念にのっとり、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。
- ② 事業者は、基本理念にのっとり、従業員の人権意識の高揚を図るなど、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、県が実施する人権施策に協力するものとする。
- ③ 事業者は、基本理念にのっとり、不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする。

【趣旨等】

- ・既存条例では、県民と事業者を合わせて「県民等」として責務規定を設けているが、不当な差別の解消等に当たって事業者ならではの役割もあると考えられることから、「県民の責務」とは別建てで「事業者の責務」を規定することとする。
- ・事業者の責務として、既存条例の「県民等の責務」をベースとし、他県等の条例における事業者に関する規定も参考にして、①では、1) 自ら人権意識の高揚に努めること、2) 従業員など関係者の人権を尊重しなければならないことを規定し、②では、1) 従業員の人権意識の高揚など、事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むこと、2) 県が実施する人権施策に協力することを規定する。そして、新たに③として、不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めることを規定する。
- ・従業員への研修等の具体的な記述もあったほうがよいとの委員意見を踏まえ、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」（以下「和歌山県部落差別解消条例」という。）を参考にして、②において、「事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組む」ことの例示として「従業員の人権意識の高揚を図る」ことを挙げている。
- ・①の「関係者」には採用試験への応募者が含まれると解されるとともに、②の「事業活動」には採用活動が含まれると解され、これらの点については逐条解説で明記することとしたい。

※既存条例にある「人権を侵害してはならない」という部分については、第4で基本理念として不当な差別その他の人権侵害行為の禁止を規定することから、事業者の責務としては規定しないということによいか。

(参考)

○ 人権が尊重される三重をつくる条例

(県民等の責務)

第三条 県民等は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権を侵害してはならない。

2 県民等は、県が実施する人権施策に協力するものとする。

○ 大阪府人権尊重の社会づくり条例

(事業者の責務)

第四条 事業者は、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深め、その事業活動を行うに当たり、人権尊重のための取組を推進するとともに、府が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。

○ 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

(事業者の責務)

第6条 事業者は、部落差別の解消のために、従業員の人権意識の高揚、その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

第8 特定電気通信役務提供者の責務

- ① 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。②において同じ。）は、インターネットを通じて行われる人権侵害行為の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。
- ② 特定電気通信役務提供者は、インターネット上において、その用いる特定電気通信設備（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第2条第2号に規定する特定電気通信設備をいう。）の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって人権侵害行為が行われていることを確認したときは、当該情報の送信を防止する措置を行うよう努めるものとする。

【趣旨等】

- ・インターネットによる人権侵害が深刻な状況であり、その解消に向けて特定電気通信役務事業者（いわゆる、プロバイダ）に重要な役割が期待されることから、和歌山県部落差別解消条例などを参考にして、「特定電気通信役務提供者の責務」を規定することとする。
- ・特定電気通信役務提供者の責務として、①では、インターネットを通じて行われる人権侵害行為の解消のために必要な役割を果たすよう努めることを規定し、②では、インターネット上において、その用いる特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録することなどにより人権侵害行為が行われていることを確認したときは、当該情報の送信を防止する措置を行うよう努めることを規定する。
- ・特定電気通信役務提供者は、プロバイダ責任制限法の定義を引用しており、インターネットサービスプロバイダだけでなく、情報交換が可能なウェブサイトの開設者なども含む概念である。なお、属地主義の考え方により、県条例では、県において事業活動を行っている特定電気通信役務提供者のみが対象となると考えられる。
- ・なお、和歌山県部落差別解消条例では、「送信を防止する措置を行うものとする」と規定されているが、本県の条例で事業者の責務として具体的な内容を規定する場合、おおむね、事業者の自主性を尊重し、努力義務となっていることから、本規定でも努力義務としている。

※このような「特定電気通信役務提供者の責務」を規定するというだけでよいか。

(参考)

○ 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

(特定電気通信役務提供者の責務)

第7条 特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号。以下「法」という。)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。)は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消を推進するための施策に協力するものとする。

3 特定電気通信役務提供者は、前2項に定めるもののほか、インターネット上において、その用いる法第2条第2号に規定する特定電気通信設備の記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報が入力されることによって部落差別が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報(次条において「提供情報」という。)の送信を防止する措置を行うものとする。

第9 三重県議会の議員その他の県の公務員の責務

三重県議会の議員その他の県の公務員は、基本理念にのっとり、高い人権意識を持ち、この条例の目的を達成するため、率先して積極的な役割を果たすものとする。

【趣旨等】

- ・特定分野の政策条例において「議員その他の公務員の責務」を規定する例はほとんどないと考えられるが、議員その他の公務員については、条例の目的達成について率先して県民以上の積極的な役割を果たすべきとの委員意見を踏まえ、「三重県議会の議員その他の県の公務員の責務」を規定することとする。
- ・三重県議会の議員その他の県の公務員の責務として、高い人権意識を持ち、この条例の目的を達成するため、率先して積極的な役割を果たすことを規定する。
- ・責務の対象については、市町の議員や職員等も対象とすべきという委員意見があったところではあるが、県と市町の対等な関係を踏まえ、市町の議員や職員等がどのような責務を果たすかはそれぞれの市町で考え、取り組んでいただくべきことであると考えられることから、市町の議員や職員等は対象とせず、県議会議員その他の県の公務員のみを対象とすることとしている。

※責務の対象に市町の議員や職員等を含めないということによいか。

※議員と一般職の職員を同列に並べて責務を課すのはいかがかとの委員意見もあったところであるが、責務の対象を公選職に限定する必要があるか。

第10 県と市町との協働

- ① 県は、市町と協働して人権施策を実施するとともに、市町に対し、県と協働して誰もが不当な差別その他の人権侵害行為を受けない、人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。
- ② 県は、市町と不当な差別その他の人権問題に関する相談の事例等の情報の共有を図るとともに、市町が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

【趣旨等】

- ・ 県と市町との協働として、既存条例の「県と市町との協働」をベースとし、①では、県は、1) 市町と協働して人権施策を実施すること、2) 市町に対し、県と協働して条例が目的とする社会の実現に努めることを求めること、3) 市町に対し、県が実施する人権施策に協力することを求めることを規定し、②では、県は、1) 市町と人権問題に関する相談の事例等の情報の共有を図ること、2) 市町が実施する人権施策について必要な支援を行うことを規定する。
- ・ 既存条例では、市町に対して求めていくことと市町に対する支援のみが規定されていたが、双方向的な書きぶりとするべきとの委員意見があったことを踏まえ、「県は、市町と協働して人権施策を実施する」ことも規定することとした。それには、市町の人権に関する先進的な取組について県と一緒に取り組んでいくことも含まれると考えられる。
- ・ ①の「県が実施する人権施策に協力すること」には、市町が受けた人権問題に関する相談の事例等の情報の県への提供も含まれると解され、その点は逐条解説で明記することとしたい。

(参考)

○ 人権が尊重される三重をつくる条例

(県と市町との協働)

第四条 県は、市町に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

2 人権施策基本方針

第11 人権施策基本方針

- ① 知事は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。
- ② 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 人権尊重の基本理念
 - (2) 人権啓発及び人権教育に関すること。
 - (3) 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備に関すること。
 - (4) 不当な差別その他の人権問題に係る分野ごとの施策に関すること。
 - (5) (1)～(4)のほか、人権施策を推進するために必要な事項
- ③ 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、三重県人権施策審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- ④ ③は、人権施策基本方針の変更について準用する。
- ⑤ 知事は、毎年1回、人権施策基本方針に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

【趣旨等】

- ・既存条例の「基本方針」をベースとし、知事は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策基本方針を定めること（①）や、その策定・変更に当たっての手續（③・④）等について規定する。
- ・人権施策基本方針に定める事項（②）については、既存条例における「人権に関する意識の高揚に関すること。」（第5条第2項第2号）及び「同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題について、各分野ごとの施策に関すること。」（同項第3号）を本条例の内容に合わせて、それぞれ「人権啓発及び人権教育に関すること。」（②(2)）及び「不当な差別その他の人権問題に係る分野ごとの施策に関すること。」（②(4)）に表現を改めるとともに、既存条例の列挙事項に加えて、「3 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」に対応する「不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備に関すること。」（②(3)）を掲げることとしている。
- ・既存条例の規定に加えて、⑤として、知事は、毎年1回、人権施策基本方針に基づく施策の実施状況についての報告書の作成とその議会への報告・公表について規定する。

※情報の収集・蓄積・分析についても人権施策基本方針に定める事項とすべきとの委員意見もあったところであるが、情報の収集・蓄積・分析は実態調査とともに具体的な人権施策を実施していく上での前提となる取組であり、人権施策基本方針に定める事項としてそれだけを出しするのには適さないのではないかと考えられるため、②の列挙事項には含めないということでよいか。なお、情報の収集・蓄積・分析や実態調査は、②(5)の「(1)～(4)のほか、人権施策を推進するために必要な事項」に含まれると考えられる。

(参考)

○ 人権が尊重される三重をつくる条例

(基本方針)

第五条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 人権尊重の基本理念

二 人権に関する意識の高揚に関すること。

三 同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題について、各分野ごとの施策に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県人権施策審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 前項の規定は、人権施策基本方針の変更について準用する。

3 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備

(1) 相談体制

第12 相談体制

- ① 県は、人権侵害行為を受けた者、その家族その他の関係者からの人権侵害行為その他の人権問題に関する相談に応じなければならない。
- ② 県は、①の相談（以下単に「相談」という。）があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 市町、関係機関等と連携して、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応を行うこと。
 - (2) 関係機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
- ③ 相談に応ずる者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- ④ 県は、②の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相談に応ずる者に対し、②の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

【趣旨等】

- ・「不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」として、まず「相談体制」について規定する。
- ・県は人権侵害行為を受けた者等からの人権侵害行為その他の人権問題に関する相談に応じなければならないこととし（①）、相談があったときの県の業務として、1）市町、関係機関等と連携して、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応を行うこと、2）関係機関への通告、通報その他の通知を行うことを挙げている（②）。
- ・県は、相談業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員確保と相談に応ずる者に対する必要な研修を行うことを規定する（④）。
- ・相談の対象は、障がい者差別解消条例では行政機関等及び事業者による不当な差別的取扱いに限定されているが、本条例では、幅広く「人権侵害行為その他の人権問題」全般とすることとしている。
- ・相談される事案は様々であると想定されることから、障がい者差別解消条例のように特定の相談員といったポストを設けて相談業務を担わせることとはしておらず、本条例における相談は、人権センターをはじめとして、それぞれの事案に応じた県の機関（児童相談所、みえ外国人相談サポートセンター、女性相談所など）が応じ、それぞれの機関で適切に対応することを想定している。
- ・相談があったときの県の業務については、障がい者差別解消条例では「市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、調査及び関係者間の調整を行うこと」が挙げられていたが、本条例では、相談の対象を幅広くするのであれば、様々な事案の状況に応じた適切な対応をすることが求められることから、より柔軟に対応することができるよう、「市町、関係機関等と連携して、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応を行うこと」としている。
- ・なお、調査や関係者間の調整については、相手方当事者への調査や調整に限られるものではなく、相談者への聴取りや関係機関につなぐこと等も含まれると考えられるが、「第3 基本理念（人権施策の推進に当たっての基本理念）」を踏まえ、対話を重視し、相談者に寄り添った対応を行うことが期待される。

※相談があったときの県の業務は、②で挙げたようなものでよいか。

※相談員の設置については、規定すべきとの委員意見もあったところだが、相談対象が幅広だと特定の窓口だけで対応するのは困難であることや、既に人権センター等において相談に対応する専任職員が配置されていること等を踏まえ、規定しないということによいか。

(参考)

○ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

(相談)

第十六条 県は、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの第十条及び第十一条に規定する障がいを理由とする差別（以下「差別事案」という。）に関する相談に応じなければならない。

2 県は、差別事案に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、調査及び関係者間の調整を行うこと。

二 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3 県は、前項の業務のほか、市町において応じた障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十四条に規定する障害を理由とする差別に関する相談に係る事案の解決を支援するため、必要な助言を行うものとする。

4 県は、第二項の業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第二項に規定する障害者虐待、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十五条に規定する不当な差別的取扱いその他の障がい者の権利利益を侵害するもの（次条第四項において「障がい者の権利利益を侵害するもの」という。）であると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の必要な対応を図るものとする。

(県における相談員の設置)

第十七条 県に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの差別事案に関する相談に応じる者として、相談員を置く。

2 相談員は、障がいを理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 相談員は、前条第二項及び第三項の業務を行うものとする。

4 相談員は、前条第二項の業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障がい者の権利利益を侵害するものであると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の必要な対応を図るものとする。

5 相談員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 県は、第三項の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相談員に対し、同項の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(2) 不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制

第13 助言及びあっせんの申立て

- ① 不当な差別を受けた者（正当な理由なく、特定の者が有する人種等の属性に関する情報であって、その者に対する不当な差別を助長し、又は誘発するおそれがあるものの収集を行い、依頼し、又は受託する行為の対象となった者を含む。②において同じ。）、その家族、事業者その他の関係者は、不当な差別に係る紛争（不当な差別を行ったとされる者が行政機関等又は事業者であるものに限る。以下「差別事案」という。）に関し、第12の相談を経てもその解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。
- ② 不当な差別を受けた者の家族その他の関係者は、不当な差別を受けた者の意思に反して①の申立てをすることができない。
- ③ ①の申立ては、当該申立てに係る差別事案が次のいずれかに該当するときは、することができない。
 - (1) 裁判所による判決、公的な仲裁機関又は調停機関による裁決等により確定した権利関係に関するものであること。
 - (2) 裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中のものであること。
 - (3) 行政不服審査法その他の法令に基づく不服申立て又は苦情の申出をすることができる行政庁の処分その他公権力の行使又は職員の職務執行に関するものであること。
 - (4) 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例第18条第1項の申立てをすることができるものであること。
 - (5) 行為の日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から3年を経過したものであること。
 - (6) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。
 - (7) 差別事案に係る相手方が不明であるものであること。

【趣旨等】

- ・相談体制の次の段階の「不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」として、障がい者差別解消条例の「紛争の解決を図るための体制」を参考にして、「不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制」について規定する。
- ・不当な差別を受けた者等は、差別事案（不当な差別に係る紛争）に関し、第12の相談を経てもその解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言・あっせんを行うべき旨の申立てをすることができることとしている（①）。
- ・申立ての対象となる事案は、委員間討議において、不当な差別的取扱い、不当な差別的言動を含む「不当な差別」とし、その他の人権侵害は含めないこととすると整理されたところであるが、本人の意に反する人種等の属性に関する身元調査については、それが「不当な差別」自体といえるかどうかについては疑義がある¹一方、

¹ ただし、プライバシーの侵害など人権侵害には該当すると考えられる。

不当な差別に密接に関連するものであり、他県等の部落差別解消に関する条例でも助言や勧告の対象となっていることを踏まえ、「(2) 不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制」においては、助言・あっせんの申立ての対象となる「不当な差別」に含めることが考えられる。なお、「不特定多数の者が共通の人種等の属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為」(「4 基本理念(不当な差別その他の人権侵害行為の禁止)」参照)は、当事者間の紛争とはいい難く助言・あっせんの対象とすることは難しいと考えられる。

- ・③において、助言・あっせんの申立ての除外事由について列挙することとし、「(旧)鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」などを参考にして、法律や他の条例に基づく類似の仕組みとの重複を避けるという観点から(1)から(4)までを掲げ、事案の発生から長期間経過すると、事実の確認などが困難になることを考慮し、障がい者差別解消条例と同様に(5)を掲げ、犯罪捜査への支障が生じないよう(6)を掲げ、助言・あっせんが実際上困難であることと考えられることから(7)を掲げることとしている。

※ 助言・あっせんの申立ての対象となる差別事案の行為主体について、障がい者差別解消条例と同様に行政機関等及び事業者に限定するか、あるいは個人も含めるかについては、別途検討する。

※ 本人の意に反する人種等の属性に関する身元調査も、「(2) 不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制」においては、助言・あっせんの申立ての対象となる「不当な差別」に含める取扱いをするということによいか。

※ 助言・あっせんの申立ての除外理由は、③で挙げたような事項によいか。何か過不足はあるか。

※ 助言・あっせんの申立ての対象となる差別事案の行為主体をどうするかということも踏まえ、障がい者差別解消条例の助言・あっせんの申立ての対象とはならない障がいを理由とする差別事案を本条例でどのように取り扱うかについて更なる検討が必要である。

(参考)

○ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

(助言及びあっせんの申立て)

第十八条 障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、前二条の規定による相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 障がい者の家族その他の関係者は、障がい者の意思に反して前項の申立てをすることができない。

3 第一項の申立ては、行為の日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から三年を経過した差別事案に係るものであるときは、することができない。

○ (旧) 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例

(救済の申立て等)

第 17 条 何人も、本人が人権侵害の被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、委員会に対し救済又は予防の申立てをすることができる。

2 何人も、本人以外の者が人権侵害の被害を受け、又は受けるおそれがあることを知ったときは、委員会に対しその事実を通報することができる。

3 第 1 項の申立て又は前項の通報（以下「申立て又は通報」という。）は、当該申立て又は通報に係る事案が次のいずれかに該当する場合は、行うことができない。

(1) 裁判所による判決、公的な仲裁機関又は調停機関による裁決等により確定した権利関係に関するものであること。

(2) 裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中の権利関係に関するものであること。

(3) 行政庁の行う処分取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。

(4) 申立て又は通報の原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その終了した日）から 1 年を経過しているものであること（その間に申立て又は通報をしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

(5) 申立て又は通報の原因となる事実が本県以外で起こったものであること（人権侵害の被害を受け、又は受けるおそれのある者が県民である場合を除く。）。

(6) 損害賠償その他金銭的補償を求めるものであること。

(7) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

(8) 関係者が不明であるものであること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、その性質上、申立て又は通報を行うのに適当でないものとして規則で定めるものであること。

4・5 (略)

○ 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例

(助言又はあっせんの申立て)

第 32 条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対して、当該対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。

2 障害のある人の家族その他の関係者は、当該障害のある人の権利利益を保護するため必要な場合に限り、知事に対して、当該障害のある人に対する対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。

3 前 2 項の申立ては、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

第14 助言及びあっせん

- ① 知事は、第13①の申立てがあったときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でない認められるときは、この限りでない。
- ② 知事は、第13①の申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
- ③ 知事は、助言又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、三重県差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。
- ④ 助言又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が県又は県が設立した地方独立行政法人であるときは、③にかかわらず、知事は、助言又はあっせんを行うに当たり、三重県差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。
- ⑤ 知事は、あっせんによっては第13①の申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

【趣旨等】

- ・障がい者差別解消条例を参考にして、助言・あっせんの手続について規定する。
- ・①の「助言又はあっせんを行うことが適当でない認められるとき」は、障がい者差別解消条例における考え方を参照すると、例えば、
 - 1) 申立てのあった事案が明らかに差別事案に該当しない場合
 - 2) 申立ての時点で、相談による対応（助言、調整など）が十分尽くされていない場合
 - 3) 当事者間の感情的対立が激しく、相手方当事者の参加が当初から期待できない状況にある場合
 - 4) 知事が申立てのあった事案の事実関係を調査しても、事実関係の解明が難しい場合などが考えられる。
- ・助言・あっせんを行うに当たっては、事実関係の解明が必要となるため、相手方その他の関係人に協力を求めた上で、知事において、事実関係の基礎調査を行うことができるようにする（②）。
- ・助言・あっせんについては、知事が実施することとするが、知事による助言・あっせんの手続の公正中立性を担保するため、第三者機関（三重県差別解消調整委員会）の意見を聴く（諮問する）ことができる仕組みを採用する（③）。なお、県及び県が設立した地方独立行政法人が差別事案の当事者である場合には、諮問を義務付けることとしている（④）。
- ・⑤の「差別事案の解決の見込みがないと認めるとき」は、障がい者差別解消条例における考え方を参照すると、例えば、
 - 1) 申立人の相手方が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。
 - 2) 当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出たとき。
 - 3) 当事者の双方があっせん案を受諾しないとき。などが考えられる。

(参考)

○ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

(助言及びあっせん)

第十九条 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でないと認められるときは、この限りでない。

2 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、当該申立てをした者（第二十三条及び第二十四条第六項において「申立人」という。）、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

3 知事は、助言又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。

4 助言又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が県又は地方独立行政法人であるときは、前項の規定にかかわらず、知事は、助言又はあっせんを行うに当たり、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。

5 知事は、あっせんによっては前条第一項の申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

第15 勧告

知事は、助言又はあっせんを行った場合において、不当な差別に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

【趣旨等】

- ・障がい者差別解消条例を参考にして、助言・あっせんを行った場合において、不当な差別をしたと認められる当事者が正当な理由なくそれに従わない場合の勧告について規定する。これは、助言・あっせんは、当事者間での自主的な問題解決を援助するためのものであり、助言・あっせんに従うかどうかは、当事者に委ねられているが、助言・あっせんに従わないことに正当な理由があると認められないような場合に、何らの措置も行わないこととすると、助言・あっせんの実効性が担保されず、当該手続の意義が損なわれるおそれがあるため、正当な理由がないと認められる場合には、差別をしたと認められる当事者に助言・あっせんに従うよう勧告し、問題解決のための行動を促すものである。
- ・なお、勧告は、法的拘束力があるものではなく、非権力的な行政指導に該当する。

(参考)

○ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

(勧告)

第二十一条 知事は、助言又はあっせんを行った場合において、差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第16 意見の聴取

- ① 知事は、第15の勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所、差別事案の内容及び当該期日への出頭に代えて陳述書、証拠書類等を提出することができることを示して、勧告の対象となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。
- ② 勧告の対象となる者又はその代理人は、①の期日への出頭に代えて、知事に対し、当該期日までに陳述書、証拠書類等を提出することができる。
- ③ 知事は、勧告の対象となる者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取(②の陳述書、証拠書類等の提出を含む。)に応じないときは、①にかかわらず、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

【趣旨等】

- ・ 障がい者差別解消条例を参考にして、勧告を行う前の意見聴取の手續について規定する。これは、勧告は法的な拘束力のないものであるが、勧告の対象者の活動に事実上の影響を与えることも考えられることから、手續の適正を担保するためである。
- ・ 障がい者差別解消条例では、勧告の対象者等の出頭による意見の聴取のみしか規定されていないが、勧告の対象者等の便宜を考慮し、「三重県行政手續条例」を参考にして、出頭に代えて、陳述書、証拠書類等を提出することができる旨を規定することとしている(②)。

※出頭に代えて、陳述書、証拠書類等の提出をすることができることとするかどうか。

(参考)

○ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例 (意見の聴取)

第二十二條 知事は、前條の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、勧告の対象となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

○ 三重県行政手続条例

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一～四 (略)

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聴聞の期日に出向いて意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出向くことに代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 (略)

3 (略)

(陳述書等の提出)

第二十二条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出向くことに代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 (略)

第17 助言及びあっせんの状況の公表

知事は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、助言又はあっせんを行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

【趣旨等】

- ・障がい者差別解消条例を参考にして、知事が実施した助言・あっせんの状況の公表について規定する。
- ・この公表については、障がい者差別解消条例と同様、制裁的手段ではなく、どのような行為が不当な差別に当たるのか、また、それらに対してどのような解決策を与えることが望ましいのかについての有力な指針を提供するという観点から、不当な差別の防止に向けた情報提供として位置付けるものであり、当事者の氏名等、関係人の秘密は除いて差別事案の概要等の必要な事項を公表することとしている。

(参考)

○ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

(助言及びあっせんの状況の公表)

第二十三条 知事は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、助言又はあっせんを行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

第18 三重県差別解消調整委員会

- ① 第14③及び④に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行わせるため、知事の附属機関として、三重県差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。
- ② 調整委員会は、委員10人以内で組織する。
- ③ ②の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- ④ 委員は、人格が高潔であって、調整委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、人権に関して高い識見を有する者のうちから知事が任命する。
- ⑤ 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ⑥ 委員は、再任されることができる。
- ⑦ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- ⑧ 調整委員会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、申立人、相手方その他の関係人に対し、その出席若しくは映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による参加を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- ⑨ ①～⑧に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨等】

- ・ 知事による助言・あっせんに当たっては、必要に応じて第三者機関に諮問を行うこととしているが（「第14 助言及びあっせん」参照）、諮問を受ける第三者機関としては、障がい者差別解消条例を参考にして、三重県人権施策審議会とは別に、知事の附属機関として三重県差別解消調整委員会を新たに設けることとし、その組織や運営について規定する。
- ・ 障がい者差別解消条例では三重県障がい者差別解消調整委員会の委員構成の男女割合について特に要件は設けられていないが、既存条例では三重県人権施策審議会の委員構成の男女割合についての要件が規定されていることや、性別を理由とする不当な差別に関する助言・あっせんの申立てもあり得ることを考慮し、委員構成の男女割合についての要件として、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとするを規定する（③）。なお、既存条例では、委員構成の男女割合の要件規定は、委員の任命規定の次に置かれているが、他の県条例での同様の規定の状況に鑑み、ここでは委員数の規定（②）の次に置いている。
- ・ 委員の専門性や公平性が確保されるよう、「三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例」を参考にして、委員は、人格が高潔であって、調整委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、人権に関して高い識見を有する者のうちから知事が任命することとしている（④）。
- ・ 調整委員会は、必要に応じて、申立人、相手方その他の関係人に対して意見聴取等を行うことができることとし、障がい者差別解消条例の同様の規定内容に加えて、オンラインによる意見聴取等もできるような規定とする（⑧）。

※委員構成の男女割合についての要件を設けることでよいか。

※委員の専門性や公平性を確保するための委員の任命に当たっての要件は、④のようなものでよいか。また、多様性に関する要件は必要ないか。

※調整委員会においてオンラインによる意見聴取等もできることとするか。

(参考)

○ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

(三重県障がい者差別解消調整委員会)

第二十四条 第十九条第三項及び第四項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行わせるため、知事の附属機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

2 調整委員会は、委員十人以内で組織する。

3 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。

4 前項の規定による委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 調整委員会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、申立人、相手方その他の関係人に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○ 人権が尊重される三重をつくる条例

(審議会の組織等)

第七条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 前二項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4～6 (略)

○ 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例

(委員の任命)

第四条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

○ 三重県議会委員会条例

(出席の特例)

第十四条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

2・3 (略)

4 不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策

第19 人権教育及び人権啓発

- ① 県は、不当な差別その他の人権問題を解消するとともに、不当な差別その他の人権問題に係る当事者がその困難を克服することを支援するため、市町、関係機関等と連携し、必要な人権教育、人権啓発並びにこれらに係る人材の育成及び確保を積極的に行うものとする。
- ② ①の人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、県民が、その発達段階に応じ、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであることその他の人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得するとともに、人権侵害行為の意図の有無にかかわらずこれを行うことのないよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用及び県民の自主性の尊重を旨として行われなければならない。

【趣旨等】

- ・不当な差別その他の人権問題の解消と当事者の困難克服の支援のため、人権教育及び人権啓発とそのための人材の育成・確保を積極的に行うことを規定する。
- ・②では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念を参考にして、委員から出された人権教育及び人権啓発に関する意見をできる限り反映して、人権教育及び人権啓発に当たっての留意事項として、様々な場を通じて、
 - 1) 県民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得するよう、また、
 - 2) 人権侵害行為の意図の有無にかかわらずこれを行うことのないよう、
 - 1) 多様な機会の提供、
 - 2) 効果的な手法の採用、
 - 3) 県民の自主性の尊重を旨として行われなければならないことを規定する。なお、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本理念に掲げられている「実施機関の中立性の確保」については、特に委員意見として出されていないため除いている。
- ・人権教育及び人権啓発に当たっては「運動」的な要素を取り入れるべきとの委員意見の趣旨は、②において、「これ（人権尊重の理念）を体得する（…）よう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用（…）を旨として行われなければならない」という部分に盛り込んでいる。
- ・なお、「不当な差別その他の人権問題を解消する（…）ため」は、不当な差別その他の人権問題を未然に防止するためという意味を含んでいると解される。

※人権教育及び人権啓発については、様々な委員意見が出されたところであるが、それらを適切に反映できているか。

(参考)

○ 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 (略)

2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

3・4 (略)

○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

○ 学校教育法

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

②・③ (略)

○ 障害者基本法

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第20 人権侵害行為による被害に係る支援

県は、人権侵害行為による被害の救済を図るため、市町、関係機関等と連携し、人権侵害行為を受けた者に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨等】

- ・人権侵害行為による被害の救済を図るための情報の提供その他の必要な支援について規定する。
- ・人権侵害行為による被害の態様はケースにより様々であると考えられるため、具体的な支援内容としては、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を参考に、「情報の提供」のみを例示しているが、「必要な支援」には、被害の態様に応じて、関係機関につなぐことや福祉サービスの提供、安全の確保などが含まれ得ると考えられる。

(参考)

○ 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

(人権侵害による被害に係る支援)

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第21 実態調査

- ① 県は、人権施策を効果的に実施するため、市町、関係機関等と連携し、不当な差別その他の人権問題の実態を把握するための調査を行うものとする。
- ② 県は、①の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな不当な差別その他の人権問題が生じないように留意しなければならない。

【趣旨等】

- ・人権施策を効果的に実施するための不当な差別その他の人権問題の実態調査について規定する。
- ・実態調査の手法によっては新たな不当な差別等を生み出しかねないとの委員意見を踏まえ、「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」を参考にして、調査の実施に当たっては、新たな不当な差別その他の人権問題が生じないように留意しなければならないことを規定する（②）。
- ・実態調査の具体的手法としては、人権問題に関する県民意識調査などが想定される。

（参考）

○ 奈良県部落差別の解消の推進に関する条例

（調査の実施）

第五条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前条の基本計画策定のため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

- 2 県は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないように留意しなければならない。

○ 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

（差別のない社会づくりの推進）

第7条 （略）

2・3 （略）

- 4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

第22 情報の収集、蓄積及び分析

県は、人権施策を効果的に実施するため、市町、関係機関等と連携し、不当な差別その他の人権問題に関する相談の事例等の必要な情報の収集、蓄積及び分析を行うものとする。

【趣旨等】

- ・人権施策を効果的に実施するための不当な差別その他の人権問題に関する相談事例等の情報の収集、蓄積及び分析について規定する。
- ・なお、「第21 実態調査」が能動的に（新たな）情報を得ようとするものであるのに対して、本規定の内容は、県の機関における相談事例等の受動的に県が得た情報や他自治体の相談事例等の既存の情報について収集、蓄積及び分析を行うものである。

（参考）

○ 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

（差別のない社会づくりの推進）

第7条 （略）

2・3 （略）

4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

第23 インターネットによる人権侵害行為の防止

県は、インターネットによる人権侵害行為を防止するため、モニタリング（インターネット上の人権侵害行為に係る情報を監視することをいう。）、インターネット上での人権啓発、インターネットの適切な利用に関するリテラシーの向上を図るための教育及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨等】

- ・インターネットによる不当な差別などの人権侵害が深刻な現状であることに鑑み、インターネットによる人権侵害行為を防止するために必要な措置を講ずることについて規定する。
- ・必要な措置の例示としては、「湯浅町部落差別をなくす条例」、「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」などを参考にして、1) モニタリング、2) インターネット上での人権啓発、3) インターネットリテラシーの向上を図るための教育・啓発を挙げている。
- ・なお、不当な差別などの人権侵害に係るインターネット上の書込みを県が把握した場合には、県として、県内に関わる事象は津法務局、県外にわたるものは全国人権同和行政促進協議会へ通報し、削除に向けた取組を行っている現状があり、そのような取組も「その他の必要な措置」に含まれると解される。
- ・なお、インターネットによる人権侵害に関しては、別途、前文の「人権侵害行為」の定義において「インターネットを通じて行われるものを含む」ことを明示するとともに、「第8 特定電気通信役務提供者の責務」を設けることとしている。

※特出的に「インターネットによる人権侵害行為の防止」を規定する必要はないとの委員意見もあったところだが、モニタリングやインターネットリテラシーの向上を図るための教育・啓発は必ずしも他の規定内容（「第21 実態調査」や「第19 人権教育及び人権啓発」）に含まれるとは言い切れないので、このような規定を設けるということでよいか。

（参考）

○ 湯浅町部落差別をなくす条例

（定義）

第2条 この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) モニタリングとは、インターネット上における部落差別と見なされる書込み及び投稿等（以下「差別書込み等」という。）を監視することをいう。

(4)～(9) (略)

（モニタリング）

第9条 町長は、差別の助長及び拡散を抑止することを目的に、モニタリングを行うものとする。

2 町長は、前項に規定するモニタリングにおいて、町に関係する差別書込み等を発見した場合は、必要な方法によりそれを消去するよう努めるものとする。

3・4 (略)

○ 群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この条例において「インターネットリテラシー」とは、インターネットの利便性、危険性及び基本的なマナーを理解して、正しく情報を取捨選択し、適正な情報を発信し、及びインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

(インターネットリテラシーの向上)

第八条 県は、県民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の制作、情報提供等必要な施策を講ずるものとする。

2 (略)

第 24 災害その他緊急事態の発生時における人権侵害行為の防止等

県は、災害その他緊急事態の発生時において人権侵害行為を防止し、及び人権を尊重するため、災害その他緊急事態の発生時における人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある風説の流布の防止のための対策その他の必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨等】

- ・災害その他緊急事態発生時において人権侵害行為の防止や人権尊重のために必要な措置を講ずることについて規定する。
- ・委員意見では「災害時における人権侵害の防止」を規定すべきとのことであったが、「三重県議会基本条例」を参考にして、自然災害の発生時だけでなく、感染症の流行や他国からの武力攻撃などの県民の生命・財産を脅かすおそれのある事態の発生時も対象とするため、「災害その他緊急事態の発生時」としている。なお、三重県議会基本条例では、「大規模な災害その他の緊急事態」という形で「緊急事態」の例示として「大規模な災害」を挙げているが、本規定では大規模ではない災害の発生時も対象とすべきであるところ、大規模ではない災害が「緊急事態」といえるかには疑義があるため、本規定では「災害」と「緊急事態」を並列させる表現として「災害その他緊急事態」を用いることとしている。
- ・「必要な措置」の例示としては、「人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある風説の流布の防止のための対策」、すなわち人権侵害行為につながるデマの防止対策を挙げている。他に想定されるものとしては、配慮が必要な属性を有する者(障がい者、外国人など)に対する避難所における配慮に関する措置などが想定される。

※災害発生時のほか緊急事態の発生時も対象とすることでよいか。

(参考)

○ 三重県議会基本条例

(大規模な災害その他の緊急事態への対応)

第七条の二 議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。

2 (略)

○ 刑法

(信用毀損及び業務妨害)

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5 三重県人権施策審議会

第25 三重県人権施策審議会の設置

- ① 人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、三重県人権施策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- ② 審議会は、人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

【趣旨等】

- ・既存条例の「三重県人権施策審議会の設置」の内容と同様に、人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するための三重県人権施策審議会の設置について規定する。
- ・審議会の役割としては、人権施策基本方針その他人権施策についての調査審議(①)のほか、既存条例と同様に、人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができること(②)を規定する。なお、人権施策の実施状況に関する評価も審議会の役割として規定すべきとの委員意見もあったところであるが、既存条例における審議会においても「人権施策基本方針その他人権施策についての調査審議」の中で、「行動プランの年次報告書(案)」が議題となり、県の施策・取組に対して意見をもらっている現状があるので、あえて規定内容を加えることはしていない。

(参考)

○ 人権が尊重される三重をつくる条例

(三重県人権施策審議会の設置)

第六条 人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、三重県人権施策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第 26 審議会の組織等

- ① 審議会は、委員 20 人以内で組織する。
- ② ①の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- ③ 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- ④ 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ⑤ 委員は、再任されることができる。
- ⑥ ①～⑤に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨等】

- ・既存条例の「審議会の組織等」をベースとして、三重県人権施策審議会の組織や運営について規定する。
- ・既存条例では、委員構成の男女割合の要件規定は、委員の任命規定の次に置かれているが、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」など他の県条例での同様の規定の状況に鑑み、ここでは委員数の規定（①）の次に置いている（②）。
- ・既存条例では、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は「知事が定める」とされていたが、「第 18 三重県差別解消調整委員会」では障がい者差別解消条例に倣って同様の事項を規則で定めることとしていることとの平仄を合わせるとともに、条例全体として条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしている（「第 29 規則への委任」参照）ことから、本規定においても、「規則で定める」こととしている（⑥）。

（参考）

○ 人権が尊重される三重をつくる条例

（審議会の組織等）

第 1 条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 前二項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

○ 三重県食の安全・安心の確保に関する条例

(組織等)

第二十九条 検討会議は、委員十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一～四 (略)

4～6 (略)

6 雑則

第27 財政上の措置

県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨等】

- ・条例に基づく施策を推進するに当たっては、一定の財政措置が必要になることから、その点を担保するため、障がい者差別解消条例を参考にして、財政上の措置について規定する。
- ・既存の県の条例において財政上の措置に関する規定があるものは、議員提出条例か執行部提出条例かによらず、23 条例あるが、そのうち 22 条例が努力義務となっている²こととのバランスや、知事の予算調製権への配慮という観点から、本条例においても財政上の措置は努力義務として規定することが適当であると考えられる。

(参考)

○ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例 (財政上の措置)

第三十四条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

² なお、唯一「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」の「財政上の措置」(第9条)は「食の安全・安心の確保に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない」と規定されており、義務規定となっているが、あくまで「財政上の措置その他の措置」であり、財政上の措置に限定されない書きぶりとなっている。

第 28 適用上の注意

この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

【趣旨等】

- ・差別解消の取組などに当たっては表現の自由等への配慮が必要であるとの委員意見があったことを踏まえ、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（以下「大阪府ヘイトスピーチ解消条例」という。）などを参考にして、条例の適用に当たっての注意事項として、表現の自由その他の日本国憲法の保障する基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならないことを規定する。
- ・一般的にこのような「適用上の注意」規定は、ヘイトスピーチ解消や部落差別解消に関する条例において罰則や氏名の公表等の県民の権利利益に影響を及ぼし得る規定を設けている場合に置かれることが多く、公権力の行使に当たるような内容がないのであれば表現の自由等への配慮に関する規定は必要ないのではないかとの委員意見もあったところであるが、大阪府ヘイトスピーチ解消条例については、基本理念や関係主体の責務規定のほか、訓示的な「不当な差別的言動の禁止」規定や教育・啓発、相談対応についての規定を設けているだけにもかかわらず「適用上の注意」規定を設けていることを踏まえ、本条例においても、「不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制」における勧告や、手段によっては人権教育・人権啓発などでも県民等に対して事実上の影響を与える可能性はあることを考慮し、「適用上の注意」規定を設けることとしている。
- ・なお、大阪府ヘイトスピーチ解消条例など他県等の条例では、「日本国憲法の保障する国民の自由及び権利」という表現が用いられることが多いが、県条例の表現としてより適切なものとして、日本国憲法第 11 条の表現を参考にして、「日本国憲法の保障する基本的人権」という表現を用いることとしている。

※上記を踏まえ、「適用上の注意」規定を設けるということでよいか。

（参考）

○ 大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例 （適用上の注意）

第九条 この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

○ 日本国憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第29 規則への委任

この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨等】

- ・助言・あっせんの手続における申立ての書式を定めるなどの必要があるため、障がい者差別解消条例と同様に、規則への委任について規定する。

(参考)

○ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

(規則への委任)

第三十五条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(準備行為)

2 調整委員会の委員の選任のために必要な行為、第 18⑨の規則の制定その他の準備行為は、この条例の施行の日（5において「施行日」という。）前においても行うことができる。

(人権施策基本方針に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に存する改正前の人権が尊重される三重をつくる条例（5において「旧条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく人権施策基本方針は、第 11①に基づく人権施策基本方針が定められるまでの間、第 11①に基づく人権施策基本方針とみなす。

(助言又はあっせんの申立てに関する期間に関する経過措置)

4 この条例の公布の日から令和 年 月 日までの間に、第 13③(5)の期間が経過することとなる差別事案については、第 13③(5)にかかわらず、令和 年 月 日から起算して 6 月以内に限り、第 13①の申立てをすることができる。

(審議会の委員に関する経過措置)

5 この条例の施行の際現に旧条例第 7 条第 2 項の規定により旧審議会（旧条例第 6 条第 1 項の規定により設置された三重県人権施策審議会をいう。以下同じ。）の委員に任命されている者は、施行日に、第 26③により審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第 26④にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(検討)

6 この条例の規定については、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【趣旨等】

- ・附則として、施行期日を定めるとともに、障がい者差別解消条例などを参考にして、必要な準備行為や経過措置、検討について規定する。

※施行期日をいつにするかについては、条例案検討の最終段階で改めて検討することとする。なお、「3 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」のうち「(2) 不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制」は、体制整備に一定の準備期間が必要と考えられることから、障がい者差別解消条例と同様、原則的な施行期日から遅れて施行することを検討する必要があると考えられる。

※「検討」規定を置くということによいか。

(参考)

○ 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条及び第六章並びに附則第二項の規定 公布の日

二 第三章（第十六条を除く。）、第四章及び第三十三条並びに附則第三項の規定 平成三十一年四月一日

(準備行為)

2 相談員並びに調整委員会及び協議会の委員の選任のために必要な行為、第二十四条第七項の規則の制定その他の準備行為は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

(助言又はあっせんの申立てに関する期間の特例)

3 この条例の公布の日から平成三十一年三月三十一日までの間に、第十八条第三項に規定する期間が経過することとなる差別事案については、同項の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から起算して六月以内に限り、同条第一項の申立てをすることができる。

(検討)

4 この条例の規定については、この条例の施行後おおむね三年ごとに、この条例の施行の状況、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の関係法律の見直しの状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 97 号）

附 則

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条第一項の規定に基づく被害防止計画は、この法律による改正後の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条第一項の規定に基づく被害防止計画が定められるまでの間、同項の規定に基づく被害防止計画とみなす。

○ 三重県自然環境保全条例（※全部改正の事例）

附 則

7 この条例の施行の際現に改正前の条例第十三条第一項の規定により三重県自然環境保全審議会（以下「旧審議会」という。）の委員に任命されている者は、施行日に、第三十九条第一項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。同項の規定に基づく被害防止計画とみなす。

○ 三重県手話言語条例（平成 28 年三重県条例第 50 号）

附 則

（検討）

- 2 この条例の規定については、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。